

Q&A

? 前利用者の忘れ物を見つけた場合はどうすればよいですか？

⇒ 利用されている車で忘れ物を発見した場合には、大変お手数ですがカーシェア倶楽部までご連絡ください。

? 給油はどうやってするのですか？

⇒ 車内マニュアルに搭載されている専用の給油カードで給油できます。ガソリンの残量が1/2以下になりましたら給油のご協力をお願いいたします。

? 予約終了時間に戻れない場合はどうすればよいですか？

⇒ 会員ページより、予約の延長をお願いいたします。また、予定利用時刻を過ぎている場合や次の予約がある場合には延長ができませんので、カーシェア倶楽部までご連絡ください。

? 忘れ物をした場合はどうしたらよいですか？

⇒ 忘れ物については当社は責任を負えませんので、利用終了時に必ずご確認をお願いします。

? 登録運転者を追加したい場合はどうすればよいですか？

⇒ 登録運転者の追加には2~3営業日を頂戴する場合がございますので、ご利用予定がある場合にはお早めにお手続きください。

? 予約したステーションに車がない時はどうすればよいですか？

⇒ 念のため以下をご確認ください。
・予約したステーションに誤りがないか
・予約日時に誤りがないか
また、上記に該当しない場合はカーシェア倶楽部までご連絡ください。

? 利用開始時の安全点検中にキズや汚損、喫煙やペット同乗の痕跡を発見した場合はどうすればよいですか？

⇒ 利用開始時の点検で異常を発見した場合には出発される前にカーシェア倶楽部までご連絡ください。また、予約状況によっては近隣の車もご利用できますので併せてご相談ください。なお、車は利用開始前の点検のお時間として、予約開始時間の10分前から開錠することができます。

? 利用中に車が故障した場合はどうすればよいですか？

⇒ 安全な場所に車を止めてからカーシェア倶楽部までご連絡ください。
その後、保険会社のレスキューダイヤル助っ人くんへ連絡をお願いします。詳しくは「事故対応について」をご覧ください。

? 事故を起こした場合はどうすればよいですか？

⇒
事故が発生した場合には、まずは人命救助及び事故が継続しないよう対応をお願いします。次に発生場所や傷・事故の大小に関わらず、警察への届出・事故の現場検証の対応をしてください。
その後、保険会社およびカーシェア倶楽部までご連絡をお願いします。
詳しくは「事故対応について」をご覧ください。

※警察への届出・事故の現場検証は道路交通法上の義務となります。(道路交通法 第四章第二節)
※事故の対応をされてない場合などには保険・補償制度の適用ができませんので、営業補償(ノンオペレーションチャージ)と別に修理費用の実費をご請求させていただきます。

? 駐車違反をしてしまった場合はどうすればよいですか？

⇒ 速やかに管轄の警察署に出頭し、所定の反則手続きを行ってください。
また、違反金の納付が完了いたしましたら、「納付書・領収書」を当社までFAXまたはメールにて送付してください。尚、対応いただけない場合は放置違反金相当額以外に、駐車違反違約金を請求いたします。

? 渋滞で返却時間に間に合いそうにないのですが、どうすればよいですか？

⇒ 予約の時間内であれば、会員ページよりご予約の延長が可能です。予約時間を過ぎてしまうと延長ができなくなりますので、返却時間に間に合わない場合にはお早めのお手続きをお願いいたします。また、次の予約が入っている場合などには会員様各自での延長はできませんので、カーシェア倶楽部までご連絡ください。

? 返却する際に、ステーションに他の車が停まっている場合はどうすればよいですか？

⇒ ステーションに他の車が停まっていて返却できない場合には、カーシェア倶楽部までご連絡ください。尚、他の車が誤ってカーシェア倶楽部の駐車スペースに駐車しないように、ご出発の際にスタンド看板を駐車スペース中央に置いていただくようお願いします。